

適用業務における申請書類について(継続認定)

※1 過去の調査において、既に提出している場合は不要です。 (就労先が変わっている場合は必要) ※2 年金未受給の方は、その旨を「継続認定届」にご記入ください。 ※3 収入調査等において、すでに該当年度分を提出している場合は不要です。 ※4 雇用保険の書類の入手に時間がかかる場合は、先に念書をご提出ください。 ※5 収入調査時にご提出ください。	所得証明書 (課税証明書)	雇用契約書 (給与見込額証明書)	源泉徴収票 (退職時のもの)	年金振込通知書	雇用保険受給資格者証	雇用保険受給延長通知書	離職票1・2本通	確定申告書および収支内訳書	在学証明書	その他の書類	
入手先	市町村	現職場	前職場		ハローワーク		市町村	学校			
収入調査による申請											
1. 60歳未満の場合											
3年前からパート収入がない場合	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現在パート収入がある場合	○	※1	-	-	-	-	-	-	-	-	
3年以内にパート収入があった場合	○	-	※1	-	①※1		-	-	-	-	
2. 60歳以上の場合 ※2											
現在パート収入と年金収入がある場合	○	※1	-	写	-	-	-	-	-	-	
3年前から収入がなく、現在は年金収入のみ	○	-	-	写	-	-	-	-	-	-	
3年以内にパート収入があったが、現在は年金収入のみ	○	-	※1	写	①※1		-	-	-	-	
3. 事業収入、雑収入等其他収入がある場合	○	-	-	-	-	-	-	写	-	②	
状況が変わったことによる申請											
4. 自営業を廃業した	※3	-	-	-	-	-	-	写	-	③	
5. 自営業を開業した	※3	-	-	-	-	-	-	-	-	④	
6. パート・アルバイトを始めた	※3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
7. パート・アルバイトの雇用条件が変わった	※3	○	-	-	-	-	-	-	-	⑤	
8. 卒業・退学し無職となった	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⑤	
退職による申請											
9. 雇用保険受給終了	※3	-	-	-	写	-	-	-	-	-	
10. 雇用保険を受給しない ※4	※3	-	-	-	-	-	⑥	-	-	-	
11. 雇用保険を受給中	※3	-	-	-	写	-	-	-	-	-	
12. 雇用保険を受給予定 ※4	※3	-	-	-	写	-	写	-	-	-	
13. 雇用保険の受給を延長する ※4	※3	-	-	-	-	写	-	-	-	-	
14. 雇用保険の受給中に働き始めた	※3	○	-	-	○	-	-	-	-	⑤	
15. 雇用保険の受給延長中に働き始めた	※3	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
16. 雇用保険の受給終了後に働き始めた	※3	○	-	-	写	-	-	-	-	-	
17. 雇用保険に未加入だった	※3	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
進路調査による申請											
進学	※5	添付資料なし(継続認定届に学校名・学年・修学予定年数・卒業見込み年月等記入すること)									
留年・留学	※5	○	働いている場合はご提出ください。						写	-	
その他の状況											
内縁関係の場合(別居は対象外)	○	収入の状況により上記1~17項を参照							-	⑤	
配偶者が外国籍の場合	⑦								-	⑧	
別居している場合(配偶者・大学生までの子以外)	○								-	⑨	
各種年金を受給している場合	○								-	⑩	

① 雇用保険に加入していた場合は「退職による申請9~13」参照	⑥ 離職票1、2の本通または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書本通※4参照
② 状況により帳簿書類等が必要となるケースあり	⑦ 所得証明書(前年まで国外居住の場合は不要)
③ 廃業証明書(税務署発行)	⑧ 在留カード両面コピー
④ 開業証明書(税務署発行)	⑨ 金融機関発行の振込明細票
⑤ その他の書類が必要となるケースあり	⑩ 障害・遺族・企業年金等振込通知書のコピー